

21. バラスト水管理設備規則における改正点の解説 (有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されているバラスト水管理設備規則中、有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2024 年 12 月 26 日から施行されている。

2. 改正の背景

バラスト水管理コード 4.10 において、有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書において最新の較正検査の日付が記載されることとなっている。

また、BWM.2/Circ.66 及びその改正は、バラスト水管理条約の検査及び証書に関する統一解釈を規定している。

IMO 第 79 回海洋環境保護委員会 (MEPC 79) において、HSSC コードでは定期的検査（年次、中間及び定期検査を含む）で較正記録の確認が要求されていることから、バラスト水管理コード 4.10 においても同様の取り扱いとするための統一解釈を追加する BWM.2/Circ.66/Rev.4 が承認された。

このため、BWM.2/Circ.66/Rev.4 に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

バラスト水管理設備規則 2 編 3 章の改正により、バラスト水管理設備の定期検査時にのみ計測装置の較正証明書の有効性の確認を要求していたところ、年次、中間及び定期検査時に有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書の有効性を確認する旨を要求する。